

## 第16号議案

芦屋市病院企業職員貸付金条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市病院企業職員貸付金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

芦屋病院に勤務する職員の資格取得資金貸付に係る貸付金額の上限額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市病院企業職員貸付金条例の一部を改正する条例

芦屋市病院企業職員貸付金条例（平成21年芦屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(貸付金額等) 第3条 貸付金の額は、 <u>前条第1号の修学資金貸付にあつては年間100万円を、同条第2号の資格取得資金貸付にあつては年間150万円を</u> 限度とし、管理者が別に定める。	(貸付金額等) 第3条 貸付金の額は、 <u>年間100万円</u> を限度とし、管理者が別に定める。
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市病院企業職員貸付金条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

芦屋病院に勤務する職員の資格取得資金貸付に係る貸付金額の上限額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

資格取得資金貸付の対象とする資格等の範囲を拡大することに伴い、貸付金額の上限額を150万円（現行は100万円）に改める。（第3条関係）

	改正案	現 行
貸付上限額	<u>150万円</u>	<u>100万円</u>
対象となる資格等 （規程で定める）	(1) <u>特定行為研修修了者</u> (2) 認定看護師 (3) 臨床工学技士 (4) 診療情報管理士 (5) 管理者が病院の経営 に貢献できると特に認 めるもの	(1) <u>特定看護師</u> (2) 認定看護師 (3) 臨床工学技士 (4) 診療情報管理士 (5) 管理者が病院の経営 に貢献できると特に認 めるもの

※ 特定行為とは、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

※ 特定行為研修とは、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定行為区分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。

### 3 施行期日

令和4年4月1日

保健師助産師看護師法抜粋

第37条の2 特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない。

2 この条、次条及び第42条の4において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定行為 診療の補助であつて、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。
- (2) 手順書 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として厚生労働省令で定めるところにより作成する文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて、看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲及び診療の補助の内容その他の厚生労働省令で定める事項が定められているものをいう。
- (3) 特定行為区分 特定行為の区分であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。
- (4) 特定行為研修 看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であつて、特定行為区分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。

(第5号省略)

(第3項省略)

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令

(特定行為)

第2条 法第37条の2第2項第1号の厚生労働省令で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

(特定行為研修の基準)

第5条 法第37条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる研修により構成されるものであること。

イ 共通科目（看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修をいう。次号、第16条第1項及び別表第3において同じ。）

ロ 区分別科目（看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修をいう。第3号、第16条第1項及び別表第4において同じ。）

(2) 共通科目の内容は、別表第3に定めるもの以上であること。

(3) 区分別科目のうち講義又は演習にあつては、別表第4の上欄に掲げる特定行為区分に応じて同表の下欄に定める時間数以上であること。

別表第1（第2条関係）

- (1) 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- (2) 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- (3) 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- (4) 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- (5) 人工呼吸器からの離脱

- (6) 気管カニューレの交換
- (7) 一時的ペースメーカーの操作及び管理
- (8) 一時的ペースメーカーリードの抜去
- (9) 経皮的心肺補助装置の操作及び管理
- (10) 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
- (11) 心嚢ドレーンの抜去
- (12) 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
- (13) 胸腔ドレーンの抜去
- (14) 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）
- (15) 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- (16) 膀胱ろうカテーテルの交換
- (17) 中心静脈カテーテルの抜去
- (18) 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
- (19) 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- (20) 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- (21) 創部ドレーンの抜去
- (22) 直接動脈穿刺法による採血
- (23) 橈骨動脈ラインの確保
- (24) 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
- (25) 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- (26) 脱水症状に対する輸液による補正
- (27) 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
- (28) インスリンの投与量の調整
- (29) 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
- (30) 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
- (31) 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
- (32) 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- (33) 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
- (34) 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整

- (35) 抗けいれん剤の臨時の投与
- (36) 抗精神病薬の臨時の投与
- (37) 抗不安薬の臨時の投与
- (38) 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

別表第3 (第5条第2号関係)

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	30
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	40
医療安全学	45
特定行為実践	
合計	250

備考

- 1 各科目は、講義、演習又は実習により行うものとする。
- 2 講義又は演習は、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第3条第1項及び第2項に定める方法により行うことができる。
- 3 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができる。
- 4 各科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行うものとする。

別表第4（第5条第3号関係）

特定行為区分	時間数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	29
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	8
循環器関連	20
心嚢ドレーン管理関連	8
胸腔ドレーン管理関連	13
腹腔ドレーン管理関連	8
ろう孔管理関連	22
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	7
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管 理）関連	8
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
動脈血液ガス分析関連	13
透析管理関連	11
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	16
術後疼痛管理関連	8
循環動態に係る薬剤投与関連	28
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	26
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	17

## 備考

- 1 区分別科目は、講義又は演習及び実習（必要な症例数を経験するものに限る。）により行うものとする。
- 2 講義又は演習は、大学通信教育設置基準第3条第1項及び第2項に定める

方法により行うことができる。

- 3 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができる。
- 4 指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その一部を免除することができる。
- 5 指定研修機関は、厚生労働大臣が適当と認める場合には、当該特定行為研修に係る特定行為の一部を行う看護師について、当該特定行為研修の一部を免除した研修を行うことができる。
- 6 区分別科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行うものとする。